

7月14日から20日は「こどもの事故防止週間」です

こども家庭庁では、関係省庁と連携し、予防の観点に立って、こどもを不慮の事故から守ることに取り組んでいます。

政府では、毎年、「こどもの事故防止週間」を定め、様々な取組を実施しています。令和7年度は、「溺水による事故の防止」をテーマに、7月14日(月)から7月20日(日)までの1週間、水の事故を防ぐポイント等について、ポスターやウェブページ、SNS等を通じて、広報啓発を図っていきます。

記

1. 期間：令和7年7月14日(月)から7月20日(日)までの1週間

2. 実施主体：こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議

（こども家庭庁、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、海上保安庁）

3. スローガン：

『水の事故は近くにありますが、みんなで危険回避！』

4. 政府の取組

溺水による事故からこどもを守るには、こどもの溺水による事故に関する情報を取得できる環境を整備するとともに、継続的にこどもを取り巻く関係者等の意識を向上させ、予防に繋がる行動を促していくことが必要です。

こども家庭庁を中心とする関係省庁では、期間中、こどもの溺水による事故の予防法や対処法等について、集中的な広報啓発を行います。

詳細はこども家庭庁ウェブサイトの以下のページ(※)をご覧ください。

※令和7年度「こどもの事故防止週間」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/special-week-2025>

水の事故は近くにありますが、みんなで危険回避！

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/dekisui>

【連絡先】

こども家庭庁成育局安全対策課

E-mail: anzentaisaku.jikoboushi@cfa.go.jp